

かながわブランド販売促進支援事業に係る助成金交付要領

第1 目 的

登録団体がかながわブランド登録品について、パンフレット等資材作成によるPR及びJA直売所や量販店、朝市等イベントへの出店等を通じ、かながわブランドの認知向上・販売促進をめざして実施する事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

第2 助成対象及び助成金額

1. 助成対象

登録団体がかながわブランド登録品の販売促進・消費拡大等を目的として実施する事業への取り組みに係る経費とする。

2. 助成金額

助成金額は助成対象に定める取り組みに要した金額を限度とし、1登録品につき2万円を年間の上限とする。但し1登録団体あたりの助成金額の総額は、8万円を年間の上限とする。

第3 助成金の交付申請

登録団体は実施する事業の内容について交付申請書（様式1）をかながわブランド振興協議会会長（以下「会長」という）に提出する。

第4 事業実施報告書の提出

助成金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに事業実施報告書（様式2）に必要な資料を添付し、会長に提出しなければならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

平成24年5月29日 一部改正

平成25年5月30日 一部改正

平成29年5月31日 一部改正